

時事新報

明治十八年三月七日
（西曆一千八百八十五年）
第九百十號
日曜日休刊

公報

○大連省通第七號
常務通中（租稅局）（租稅局長）トアルハ（主稅局）（主稅官）長ト改ム
右相連候事
明治十八年三月六日
大連野伯爵様方正議

紋任

正六位	勝岡田 稔
從六位	樺山 資雄
任會計二等軍吏	會計三等軍吏正八位
長谷川 尙一	岡田 一
小川 忠	小川 忠
長尾 收一	田中 彌太郎
山野 新太郎	木村 得三
新井 松之助	平松 長純
大橋 銓太郎	西原 勳
前川 榮	任三等軍醫
忍田 康	山野 新太郎
細川 勉	木村 得三
岡安 得太郎	新井 松之助
牧野 慎一	平松 長純
土屋 洋介	大橋 銓太郎
渡邊 衛平	西原 勳

東洋通商新報

條約改正ト北京ノ談判

條約ノ改正ヲ待テ人壽無幾ナリ我輩ハ之ヲ待テ之ヲ望ム
最早ヤ傳ヘ退屈シテリ蓋シ此事ノ斯クモ遲延シテ抄取
ヲザルハ我外交官ノ怠慢ニ非ズ、我國民ノ忘レタルニ
非ズ、朝鮮野ヲ改正ノ終局ヲ冀望セザルモノナリト雖
モ愛コ其事ニ就テノ故除ハ我輩國民ノ意見ト我日
本國人ノ意見ト相違ハザルノ一事ナリ抑モ西洋人が勸
モスレバ公平論ヲ唱ヘテ高國公法ナド云フ其高國トハ
唯西洋各國内部ノ名稱コトナリ苟モ西洋チ離レテ外コト
スレバ之ニ高國ノ數ノ中ニ計ヘズシテ西洋ノ外コト
恰モ國ナキモノ、如シ既ニ國ナクシテ固ヨリ公法ノ行
ハル可キニモ非ズ東洋諸國ノ如キハ取リ直シテ公法
外ノ國ナルガ故ニ其國チ國チ實島ノ條約ヲ結ブニモ西
洋ノ國チト相對シテ對等ノ禮遇ヲ許サズ即チ我日本國
チ開國ノ初ニ西洋諸國ト對等シテ一體高國公法
外ノ條約ヲ結ブニシテ所以ナレバ我國民ガ精神以來漸
ク文明ノ事物ニ接シテ自カラ自分チ省レバ心身共ニ一
體無異ノ生物ニ非ズ西洋人ノ爲ス所ノ事ニシテ我日本
人ニ能ス可クアルモノナリ、我國民ノ難シクモ所ノモ
ノハ西洋人モ亦共ニ之ニ對シテ有影無形如何ナル場合
ニ於テモ是レハ西洋諸國ニ對シテ行ハレ其レハ日本國
ニ對シテ行ハズト云フガ如ク天竺人爲ノ蓋シテ見
ルコトナシ、蓋シテ我國人モ殆ク大ニ文明シテ東
南ノ人類等々天地間ノ生物ニシテ西洋人ノ事ト實
ト無シテ世界ニ有方ナレバ我レモ亦コレニ對シテ有

カノ伍ニ入ランモノト覺悟ヲ定メ政治學問商工殖産ノ
事ヨリ衣食住ノ各末ニ至ルマデモ蓋シテ脱ス可キハ之
チ脱シ新機ノ探ル可キハ之ヲ探リ開國三十年ノ今日ニ
達シテ之ヲ觀レバ今ニ西洋諸國ニ左マテ驚ク可キモノ
非ズ國ヨリ我レハ三十年急行ノ文明ニシテ我レハ幾
百年養成ノ基礎アリ百般ノ事業ニ付テ難易便不便ノ別
ナキニ非ズト雖モ彼レノ進ム處ニハ我レモ亦進ム彼レ
ノ決斷スル所ハ我レモ亦決斷シ共ニ文明ノ歩チ與ニシ
テ我レ同ノ方向ニ進ム丈クノ事實ハ世界中ノ耳目ニ
明白ナル所ノモノナリ既ニ文明ノ歩チ共ニシテ同一ノ
方向ニ進ムハ其交際ニ於テモ最早ヤ一體無異ノ法チ
用フ可ク即チ其著キモノナリ云ハハ我輩約面ニ治外
法權ナド稱スル無禮無法ノ條約チ記ス可ク、海關ノ
稅權チ主權國ノ一手ニ任セザルガ如ク壓制法チ除カザ
ル可ク、左レ代リハ日本國中チ打開テ外國人ノ雜
居チ許ス可ク雜居雜處歸化往來自由自在ニシテ我内治
ニ妨ナキ限リハ遼東内外人ノ區別チ立テズ英米人ノ日
本國ニ於ケルハ佛獨人ノ英米國ニ於ケルガ如クス可シ
ト我レ我レヨリ進テ國チ開テ彼レチ容レントスルノ旨ハ
近年我朝野ノ輿論ニシテ條約改正ノ眼目トスル所ノモ
ナリ

然レ自由チ重シクテ孫子後ヲ西洋諸國人ガ數年前
ニ在テハ類リニ我レニ開國チ勸メタルモ拘ハズ今
日ハ我レヨリ大ニ國チ開カント云ヘバ彼レ自カラ退縮
ノ色チ現ハシテ容易ニ我勒告ニ從フチ爲サレハ我
輩ノ遺憾ニ堪ヘズ又不審ニ堪ヘザル所ナリ蓋シ業ズル
ニ西洋人モ亦是レ一種ノ固執物ニシテ變遷チ知ラズ、
唯先以來東洋ハ文明範圍外ノ國ニシテ共ニ語ル可ク
トノ口碑ニ先入シテ其筆法チ墨守シ東洋諸國中ニ文
明ノ見ル可キ事實アルモ唯東洋ノ二字ニ拘泥シテ之
同執觀スルノ勇氣ナキモノナリ又或人ノ說ニ西洋人
ニ對シテ日本國ノ改過チ知其條約改正ノ如キ決シテ之
チ無理トハ思ハレ如何セシテ開國ニ支那アリ又朝鮮
アリ日本ニ向テ承諾シタル條件ハ支那朝鮮ニ對シテモ
同權ニシテ可キ願事ナルニ實際ニ於テ支那二國ノ有權チ
認レバ日本ト並ベテ同様ニ待遇ス可ラズ即チ日本ニ
條約改正ノ難キ由縁ナリト云フ者アリ此言或ハ信ナラ
ン我方ニ於テハ誠ニ迷惑至極ナル譯ケトハ申シテカガ
實實ニ於テ或ハ左レトモアル可シ、若シモ然レニ於テ
ハ愛ニ偶々ニモ不幸ノ事ニ遭ヒ一舉以テ西洋人ノ耳目
ニ驚クシテ我輩約改正チ抄取ラス可キモノアリ其次第
ハ他ニ非ズ今目前朝鮮ノ變亂ヨリ日支條約ノ高懸チ引越
シ今ヤ我大使ハ北京ニ赴キ大ニ清廷ニ向テ談判チ開カ
ントスルノ預備コト談判ノ準備ハ我輩ノ今日計チ知ラザ
ル所ナレバ見ル可キ角ニ我レヨリ進テ支那政府ニ要求スル
所ニハ我輩チ容レテ面シテ其求メ得タル所ノモノハ我
日本國民ノ運命ニシテ手放シテ得ズ、應ニ高懸ト呼

テ可キモノナルモ亦亦預期シテ進フコトアル可ク我内
國人民ニシテ中心ニ満足ス可キ者ナレバ必ズ日本國ノ
榮譽ニシテ其外見外聞以テ西洋國人ノ耳目チ一新シ
ハ日本國ハ其地位東洋ニ在リト雖モ其國ノ精神ハ則チ
西洋文明ノ眞チ得テリ朝鮮變亂ノ始末、韓ニ接シ清ニ
當リ、其大ニ要ムル所チ得テ活潑ナル國民ノ報國心チ
満足セシメテリ、允允充武コレヲ傍觀シテ遺憾チ覺ヘ
ズ日支條約ニ三國等シテ東洋ノ國ト稱スト雖モ獨リ日本
ニ限リテ他ノ二國ト同等視ス可ラズトテ、特別ノ敬意
チ表シ條約改正ノ難問題ノ如キモ今度コソ速ニ我ガ多
年ノ本願チ達スルコトナラン所ニ據レバ井上外務卿
ハ目前事ヲ此改正ノ事ニ忙ハシクセラル、由、ソノ最
中ニ伊藤大使ハ北京ニ談判チ結了シ談判ノ成跡ハ以テ
閣議ニ改正ノ成チ助ケルコトナラン朝鮮ノ變亂我國ノ奇
禍ナリト雖モ偶然ニ之ニ由テ以テ我國權チ張ルノ
機會チ得ルコト我輩ノ豫期ノ如クナルチ得ハ不幸ノ事ト
云フ可キナリ

○高島中將 西師監軍部長高島陸軍中將は一昨五日第
五第六軍管々下巡行仰付らるたり
○海軍省 海軍少佐肝付兼行氏外三名は去る四日に海
軍大機關士湯地定監氏外四名は一昨五日も左の通
仰付けられたり

○西貢の動搖 二月十二
○西貢の動搖 二月十二
○西貢の動搖 二月十二

○海軍省 海軍少佐肝付兼行氏外三名は去る四日に海
軍大機關士湯地定監氏外四名は一昨五日も左の通
仰付けられたり

○海軍省 海軍少佐肝付兼行氏外三名は去る四日に海
軍大機關士湯地定監氏外四名は一昨五日も左の通
仰付けられたり

○海軍省 海軍少佐肝付兼行氏外三名は去る四日に海
軍大機關士湯地定監氏外四名は一昨五日も左の通
仰付けられたり

○海軍省 海軍少佐肝付兼行氏外三名は去る四日に海
軍大機關士湯地定監氏外四名は一昨五日も左の通
仰付けられたり

○海軍省 海軍少佐肝付兼行氏外三名は去る四日に海
軍大機關士湯地定監氏外四名は一昨五日も左の通
仰付けられたり

○海軍省 海軍少佐肝付兼行氏外三名は去る四日に海
軍大機關士湯地定監氏外四名は一昨五日も左の通
仰付けられたり

○海軍省 海軍少佐肝付兼行氏外三名は去る四日に海
軍大機關士湯地定監氏外四名は一昨五日も左の通
仰付けられたり

○海軍省 海軍少佐肝付兼行氏外三名は去る四日に海
軍大機關士湯地定監氏外四名は一昨五日も左の通
仰付けられたり

○海軍省 海軍少佐肝付兼行氏外三名は去る四日に海
軍大機關士湯地定監氏外四名は一昨五日も左の通
仰付けられたり

○海軍省 海軍少佐肝付兼行氏外三名は去る四日に海
軍大機關士湯地定監氏外四名は一昨五日も左の通
仰付けられたり